

赤平市下水道事業告示第1号

次により制限付一般競争入札を行いますので、赤平市契約事務取扱規則（平成14年規則第5号）第3条の規定に基づき公告します。

令和6年6月11日

赤平市下水道事業
赤平市長 畠山 渉

1 入札対象工事

- (1) 工事名 公共下水道管渠新設工事（第1工区）
- (2) 工事場所 赤平市茂尻新春日町 地内
- (3) 工事概要 別途閲覧に供する仕様書及び図面による
- (4) 工期 本契約締結の翌日から令和6年9月30日まで
- (5) 予定価格 32,736,000円（入札書比較価格29,760,000円）

2 入札参加資格

- (1) 赤平市競争入札参加資格関係事務処理要領（以下「資格関係事務処理要領」という。）第3条第3項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、次のいずれかに該当する者。
 - ア 令和6年度土木工事に係る経常建設共同企業体競争入札参加資格審査申請書を提出し資格審査を受けている者。
- (2) 入札執行日までの間、資格関係事務処理要領第8条の規定による指名の停止を受けていないこと（指名の停止を受けた場合には既にその停止の期間を経過していること。）
- (3) 対象工事に対応する許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が3年以上であること。
- (4) 市長が対象工事とおおむね同規模と認める建設工事の元請としての施工実績があること。
- (5) 対象工事に対応する許可業種に係る国家資格を有する主任技術者及び現場代理人を工事現場に専任で配置することができること。

なお、工事1件の請負代金額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項に定める金額に満たない場合及び同条第2項の場合はこの限りではないものとする。

~~（6）特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の場合にあつては、（1）から（5）~~

~~のほか、別に定める要件を満たしていること。~~

~~(7) 競争入札参加資格者名簿に工種「 」で登録されていること。~~

~~(8) 上記(7)の工種における格付等級が「 」であること。~~

3 入札参加資格審査申請

(1) 入札参加資格審査申請は、制限付一般競争入札参加資格審査申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)により申請すること。

(2) 申請書は、次のとおり受け付ける。

- ・期 間：令和 6年 6月11日(火曜日) から
 令和 6年 6月24日(月曜日) まで
 土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
- ・場 所：赤平市役所 上下水道課
 電話32-2218

(3) 申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) 期限までに申請書の提出のない者、又は入札参加資格がないと認められた者は、当該入札に参加することができない。

(5) 資格の審査後、制限付一般競争入札参加資格証明書(様式第3号)の交付を受けること。

4 設計図書の閲覧等

(1) 設計図書は赤平市役所4階閲覧会場(サンルーム)において閲覧に供している。

(2) 設計図書に対する質問がある場合は、質疑書を提出すること。

- ・提出期間：令和 6年 6月11日(火曜日) から
 令和 6年 6月24日(月曜日) まで
- ・提出場所：赤平市役所 上下水道課

(3) 質疑書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) 現場説明会は行わない。

5 契約条項を示す場所

赤平市役所 上下水道課において縦覧している。

6 入札執行の日時及び場所

- ・日 時：令和 6年 7月 1日(月曜日) 午前10時00分
- ・場 所：赤平市役所 コミュニティセンター多目的ホール

7 入札方法等

- (1) 入札者は、所定の入札書に必要事項を記入し、封筒に入れて提出しなければならない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札決定とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 郵送又は電送による入札は認めない。
- (4) 入札回数は、1回とする。

8 最低制限価格の設定

本入札においては、地方自治法施行令第167条の10第2項の規定を適用し、最低制限価格を設定するため、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格の最低価格の入札を落札者とするものである。

9 工事積算内訳書

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事積算内訳書を持参し、入札執行者の求めに応じて提出すること。

~~10 入札保証金~~

~~（1）入札者は、入札の執行前に、見積もる契約金額の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代わる担保を提供しなければならない。~~

~~（2）（1）にかかわらず、入札者が次のいずれかに該当するときは、入札保証金を免除することができる。~~

~~ア 保険会社との間に、赤平市を被保険者とする入札保証契約を締結したとき。~~

~~イ 当該入札に参加しようとする者が、過去2年間に北海道内において国、又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。~~

~~ただし、共同企業体の場合にあつては、その構成員の1社が規模には関係なく、同種類の実績を有しているとき。~~

11 契約保証金

- (1) 本工事に係る契約の締結に際し、当該工事に係る金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代わる担保を提供しなければならない。
- (2) (1)にかかわらず、落札者が次のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除

することができる。

ア 契約の相手方が保険会社との間に赤平市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 契約の相手から委託を受けた保険会社と公共工事履行保証契約を締結したとき。

ウ ア又はイのほか、支出負担行為者が契約保証金の納付の必要がないと認めるとき。

(3) (1) 又は (2) にかかわらず、共同企業体の場合にあっては、契約保証金を免除とする。

12 契約書作成の要否

必要とする。

~~なお、本工事が地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号に規定する議会の議決を要する工事であるときは、仮契約を締結し、赤平市議会において議決された後、本契約を締結する。~~

13 支払条件等

前払金 有（契約金額の4割以内を限度とする。）

中間前払 有（契約金額の2割以内を限度とし、次の条件を満たす場合に請求できる。）

① 工期の2分の1を経過していること。

② ①の時期までに実施すべき工事が行われており、かつ、工事の進捗額が請負代金額の2分の1以上であること。

部分払 無

~~なお、中間前金払と部分払については、契約締結時にどちらか一方を選択し、契約締結後の変更は原則認めないこととする。~~

14 工事完成保証人の要否

必要としない。

15 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者、又は入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

16 現場代理人の兼任

請負者の申請に基づき赤平市が承認した場合、他の工事と現場代理人を兼任することができる。

17 その他

- (1) 入札参加者は、赤平市契約事務取扱規則その他関係法令等を遵守すること。
- (2) その他詳細不明な点については、赤平市役所 財政課 契約管財担当（電話 3 2 - 2 2 1 2）に照会のこと。